

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、高松市三谷土地改良区が土地改良事業（農業基盤整備促進事業（かんがい排水事業）原池幹線地区）を行うことについて平成25年8月12日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において平成25年8月22日から同年9月11日まで縦覧に供する。

平成25年8月16日

香川県知事 浜 田 恵 造